

# 評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）定款第19条及び第38条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員には、月額報酬を毎月一定の定まった日に支給することができる。

- 2 非常勤役員には、理事会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 3 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。
- 4 評議員及び役員に対し、賞与及び退職手当は支給しない。

## (報酬額)

第4条 常勤役員の各々の月額報酬額は40万円を限度とし、評議員会で定める。

- 2 評議員及び非常勤役員が会議に出席した場合は、1回につき、20,000円を源泉して支給する。
- 3 理事長より、評議員及び非常勤役員に特別の任務として講師及び原稿執筆等を委嘱した場合に限り、謝金として、別途支払い基準を評議員会で定める。
- 4 前項第2項の報酬及び第3項の謝金につき、評議員及び非常勤役員の本人が辞退した場合には、支給しない。

## (費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法はこの法人の職員の

通勤手当に準ずる。

- 3 評議員及び役員が会議や特別の任務等で出張する際には、その費用をこの法人の旅費規程に基づき支給するものとする。

(支給方法)

第6条 報酬及び費用は、本人名義の金融機関口座への振込み又は現金で支給する。

- 2 報酬は法令の定めにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、定款第21条の規定に基づき評議員会の決議により行うものとする。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. 平成25年6月9日、一部改正。

### 評議員、非常勤役員に対する講師及び原稿執筆等謝金に関する支払い基準

平成25年6月9日施行

適用範囲	単位	上限額(円)	備考
講演・講義	1回当たり	30,000	
原稿執筆	A4 1ページ当たり	5,000	校正後原稿
試験研究アドバイス	1件当たり	30,000	研究部会議 種子普及会議等
普及アドバイス	1件当たり	30,000	
原稿校閲	研究論文 1ページ当たり	3,000	学会誌、学術誌等審査論文
"	研究論文 1ページ当たり	2,000	学会誌、学術誌等に準ずるもの
"	試験成績書 1ページ当たり	1,000	試験成績書に準ずるもの
"	財団情報誌 1ページ当たり	1,000	財団情報誌に準ずるもの
翻訳	英文和訳1Word当たり	20	
"	和文英訳1Word当たり	25	

※上限額には10.21%の源泉徴収税を含む。